

# 保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

## 新規資格取得支援

### 【養成校ルート】

- 保育士資格取得支援事業の拡充（保育園等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助）
  - ・補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大 【30予算案】

### 【保育士試験ルート】 ※年2回の試験を実施（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）

- 保育士試験による資格取得支援事業の拡充（保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助）
  - ・支給対象期間を拡大（試験の1年前までに要した費用→試験の2年前までに要した費用） 【30予算案】

## 就業継続支援

### ○保育園等におけるICT化の推進

- ・保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。 【29補正案】

### ○保育補助者の雇い上げ支援の拡充（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）

- ・研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大（子育て支援員研修の受講→保育園等での実習） 【30予算案】
- ・補助基準額の引き上げ（1施設1名分（221.5万円）→定員121人以上の施設：2名分（443万円）） 【30予算案】

### ○保育体制強化事業の拡充（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）

- ・実施主体の拡大（待機児童解消加速化プラン参加市区町村→全ての市区町村）等 【30予算案】

### ○保育士宿舍借り上げ支援（補助額：1人当たり月額8.2万円（上限））

- ・対象者の拡大（採用から5年以内の者→採用から10年以内の者） 【29予算～】

## 離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センター（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
  - ・マッチング支援を行うコーディネーターの追加配置（1名→2名） 【29予算～】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除）
  - ・貸付額の上限を引き上げ（20万円→40万円） 【28補正～】

# 「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）」（概要）

（2017年12月4日 保育士養成課程等検討会）

## 1. 見直しの背景等

- 保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針の改定等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けて、保育士養成課程<sup>(※)</sup>等の見直しについて検討。（主な検討事項は、以下のとおり）（※）指定保育士養成施設（大学、短大、専門学校等）における保育士の養成課程

（1）保育士養成課程を構成する教科目（名称、教授内容等）

（2）養成課程の見直しに伴う保育士試験の科目（試験科目の名称、対応する養成課程の教科目、出題範囲等）

（主な社会情勢の変化）

- ・ 「子ども・子育て支援新制度」の施行（2015年4月）
- ・ 保育所等利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率：31.0%（2011年）→45.7%（2017年））
- ・ 子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加（59,919件（2011年）→122,575件（2016年））

- 2017年度中に関係告示・省令・通知を改正し、2019年度より適用予定（保育士試験については、2020年度より適用予定）

## 2. 見直しの方向性

### （1）保育士養成課程を構成する教科目

- ① 乳児保育<sup>(※)</sup>の充実（※3歳未満児を念頭） → 基礎的事項の理解を深めるため、演習科目に加え、**講義科目の新設**
- ② 幼児教育の実践力の向上 → **計画と評価**や**生活と遊びの援助**に関する**内容の充実**
- ③ 「養護」の視点重視 → **養護**に関する教科目の**内容の再編・充実**
- ④ 子どもの育ちや家庭支援の充実 → 保育の専門性を活かした**子ども家庭支援**に関する教科目の**内容の再編・充実**
- ⑤ 社会的養護や障害児保育の充実 → 今日的な課題を踏まえた、**実践的な支援**に関する**内容の充実**
- ⑥ 保育者としての資質・専門性の向上 → 保育の専門職としてのキャリアパスを見据えた**専門性向上の重要性の明示**

※各保育士養成施設には、習得すべき内容が過度にならないよう配慮しつつ、教科目全体を体系化し、創意工夫により効果的・効率的な教育の実施を期待。

### （2）養成課程の見直しに伴う保育士試験の科目

- ① 試験科目の名称変更 『**児童**家庭福祉』⇒『**子ども**家庭福祉』
- ② 各試験科目に対応する養成課程の教科目の変更  
『保育原理』（「乳児保育」「保育相談支援」等）→「乳児保育Ⅰ」「乳児保育Ⅱ」「子育て支援」等  
『保育実習理論』（「保育の表現技術」等）→「保育内容の理解と方法」「保育者論」「保育の計画と評価」等

※ 各試験科目の出題範囲については、対応する養成課程の各教科目に係る教授内容等の見直し内容を踏まえ、見直し。

※ 保育士資格取得に係る特例措置（幼稚園教諭免許状所有者、福祉系国家資格所有者等）についても、今回の見直し内容を反映。

# 保育士養成課程に関する「具体的な見直しの方向性」

## 1. 乳児保育の充実

○基礎的事項(理念や現状、体制など)の理解を深めた上で、具体的な保育の方法や環境の構成等を学び、保育の実践力を習得させる。

【教科目の新設・教授内容等の充実】

「乳児保育(演習2単位)」 → 「乳児保育Ⅰ(講義2単位)」  
「乳児保育Ⅱ(演習1単位)」

## 2. 幼児教育を行う施設としての保育の実践

○保育の計画から評価・改善に至る過程を習得させる。

【教科目名・教授内容等の変更】

「保育課程論(講義2単位)」 → 「保育の計画と評価(講義2単位)」

○「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置き、子どもの生活や遊びが充実するよう援助する力を習得させる。

【教科目名・教授内容の変更】

「保育の表現技術(演習4単位)」 → 「保育内容の理解と方法(演習4単位)」

## 3. 「養護」の視点を踏まえた実践力の向上

○子どもの発達、学びの過程や特性に関する内容を体系的に理解させるとともに、子どもと家庭に関して包括的に理解させる。

※関連する教科目(『保育の心理学Ⅰ』、『子どもの保健Ⅰ』や『家庭支援論』)の再編成

【教科目の整理・再編】

「保育の心理学Ⅰ(講義2単位)」 → 「保育の心理学(講義2単位)」  
「子ども家庭支援の心理学(講義2単位)」

【教授内容等の変更】

「子どもの保健Ⅰ(講義4単位)」 → 「子どもの保健(講義2単位)」

(※保育における保健的対応に関する基礎的事項を習得する教科目として再編)

○子どもの理解とそれに基づく援助について、より実践的な力を習得させる。

【教授内容等の充実・教科目名の変更】

「保育の心理学Ⅱ(演習1単位)」 → 「子どもの理解と援助(演習1単位)」

○保健的観点に基づく保育の環境整備や心身の健康・安全管理の実施体制など、実践的な力を習得させる。

【教授内容等の充実・教科目名の変更】

「子どもの保健Ⅱ(演習1単位)」 → 「子どもの健康と安全(演習1単位)」

## 4. 子どもの育ちや家庭への支援の充実

○子育て家庭への支援に関して総合的な力を養うため、以下に関して、現行の教科目を再編し、体系的に習得させる。

- ・子ども家庭支援の基本となる事項  
(意義や役割、保育士としての基本姿勢、支援の体制・内容など)
- ・保育の専門性を活かした子育て支援の実践的な事項  
(保育士の行う支援の方法論、援助の過程、事例検討など)

【教科目の再編・整理】

「家庭支援論(講義2単位)」 → 「子ども家庭支援論(講義2単位)」  
「相談援助(演習1単位)」 → 「子育て支援(演習1単位)」  
「保育相談支援(演習1単位)」 → 「子ども家庭支援の心理学(講義2単位)」

【教科目名の変更】

「児童家庭福祉(講義2単位)」 → 「子ども家庭福祉(講義2単位)」

## 5. 社会的養護や障害児保育の充実

○子どもとその家庭の理解を踏まえ、理念や制度等の基礎的事項と援助に当たり必要となる実践力を効果的に習得させる。

【教科目名・教授内容等の変更】

「社会的養護(講義2単位)」 → 「社会的養護Ⅰ(講義2単位)」  
「社会的養護内容(演習1単位)」 → 「社会的養護Ⅱ(演習1単位)」

○障害児保育に関して、地域社会への参加・包容(インクルージョン)や合理的配慮等の基本的な考え方、対象となる子どもの特性、家庭と連携した援助などの内容をより具体的に理解させる。

【教授内容等の充実】

「障害児保育(演習2単位)」

## 6. 保育者としての資質・専門性の向上

○キャリアパスを見据え、より組織的な運営の下で継続して保育者としての専門性の向上を図ること等の重要性を理解させる。

【教授内容等の充実】

「保育者論(講義2単位)」

# 保育士養成課程の見直しに伴う「教授内容の再編等（主なもの）」

## 【現 行】

## 【見直し後】

### 乳児保育（演習2単位）

- ・乳児保育の理念と役割
- ・乳児保育の現状と課題
- ・乳児保育における連携
- ・3歳未満児の発達と保育内容
- ・乳児保育の実際

等

### 保育の心理学 I（講義2単位）

- ・保育実践に関わる心理学の知識
- ・心理学の基礎に基づいた子ども理解
- ・人との相互的な関わりと子どもの発達
- ・生涯発達と初期経験の重要性

等

### 保育の心理学 II（演習1単位）

- ・心身の発達と保育実践
- ・子どもの経験や学習過程の理解
- ・保育における発達援助

等

### 子どもの保健 I（講義4単位）

- ・子どもの心理発達
- ・子どもの精神保健
- ・子どもの心身の健康と保健の意義
- ・子どもの身体発育
- ・子どもの疾病とその予防及び適切な対応
- ・環境及び衛生管理並びに安全管理

等

### 子どもの保健 II（演習1単位）

- ・保健活動の計画及び評価
- ・心身の健康に関する保健活動や環境
- ・疾病とその予防及び適切な対応
- ・子どもの事故防止及び安全管理 等

等

### 家庭支援論（講義2単位）

- ・家庭の意義と機能
- ・子育て家庭を取り巻く社会状況
- ・保育士が行う家庭支援の原理
- ・子育て家庭の支援体制
- ・支援の展開と関係機関との連携

等

### 保育相談支援（演習1単位）

- ・保育相談支援の基本
- ・保育相談支援の実際

等

### 相談援助（演習1単位）

- ・相談援助の概要（理論、意義等）
- ・相談援助の方法と技術

等

### 乳児保育 I（講義2単位）

- ・乳児保育の意義、目的と役割
- ・乳児保育の現状と課題
- ・乳児保育の内容や体制の理解
- ・職員間の協働や関係機関等との連携

等

### 乳児保育 II（演習1単位）

- ・3歳未満児の発育、発達に即した生活や遊び
- ・乳児保育の方法や環境の構成
- ・乳児保育における配慮の実際

等

### 保育の心理学（講義2単位）

- ・保育実践に関わる心理学の知識
- ・発達に関わる心理学の基礎に基づいた子ども理解
- ・学びの過程や特性を踏まえた人との相互的な関わり等の意義

等

### 子ども家庭支援の心理学（講義2単位）

- ・生涯発達と初期経験の重要性
- ・子どもの精神保健
- ・家庭の意義と機能
- ・子育て家庭を取り巻く社会状況

等

### 子どもの理解と援助（演習1単位）

- ・心身の発達と保育実践
- ・子どもの経験や学習過程の理解
- ・保育における発達援助
- ・子どもの理解に基づく援助の具体的な方法

等

### 子どもの保健（講義2単位）

- ・子どもの心身の健康と保健の意義
- ・子どもの身体発育
- ・子どもの疾病とその予防及び適切な対応

等

### 子どもの健康と安全（演習1単位）

- ・保健活動の計画及び評価
- ・心身の健康に関する保健活動や環境
- ・体調不良等に対する適切な対応
- ・感染症対策
- ・衛生管理並びに安全管理

等

### 子ども家庭支援論（講義2単位）

- ・保育士が行う相談等の子ども家庭支援の意義、基本
- ・子育て家庭の支援体制
- ・支援の展開と関係機関との連携

等

### 子育て支援（演習1単位）

- ・保育士が行う子育て支援の特性、展開
- ・保育士が行う子育て支援の実際（内容、方法、技術）

等

-120-

※ 青字は教授内容の再編、赤字は新たな教授内容（いずれも主なもの）を示している。

# 保育士養成課程の見直しに伴う「保育士試験」の見直し

保育士試験の試験科目		対応する保育士養成課程の教科目 (必修科目)	
		現 行	見直し後
筆記試験	保育原理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育原理</li> <li>・<u>乳児保育</u></li> <li>・障害児保育</li> <li>・<u>保育相談支援</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育原理</li> <li>・<u>乳児保育Ⅰ</u></li> <li>・<u>乳児保育Ⅱ</u></li> <li>・障害児保育</li> <li>・<u>子育て支援</u></li> </ul>
	教育原理	・教育原理	・教育原理
	社会的養護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>社会的養護</u></li> <li>・<u>社会的養護内容</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>社会的養護Ⅰ</u></li> <li>・<u>社会的養護Ⅱ</u></li> </ul>
	<u>児童家庭福祉</u> ↓ <u>子ども家庭福祉</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>児童家庭福祉</u></li> <li>・<u>家庭支援論</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>子ども家庭福祉</u></li> <li>・<u>子ども家庭支援論</u></li> </ul>
	社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉</li> <li>・<u>相談援助</u></li> </ul>	・社会福祉
	保育の心理学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保育の心理学Ⅰ</u></li> <li>・<u>保育の心理学Ⅱ</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保育の心理学</u></li> <li>・<u>子ども家庭支援の心理学</u></li> <li>・<u>子どもの理解と援助</u></li> </ul>

保育士試験の試験科目		対応する保育士養成課程の教科目 (必修科目)	
		現 行	見直し後
筆記試験	子どもの保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>子どもの保健Ⅰ</u></li> <li>・<u>子どもの保健Ⅱ</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>子どもの保健</u></li> <li>・<u>子どもの健康と安全</u></li> </ul>
	子どもの食と栄養	・子どもの食と栄養	・子どもの食と栄養
	保育実習理論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保育の表現技術</u></li> <li>・保育内容総論</li> <li>・保育内容演習</li> <li>・保育実習Ⅰ</li> <li>・保育実習指導Ⅰ</li> <li>・保育実践演習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保育内容の理解と方法</u></li> <li>・保育内容総論</li> <li>・保育内容演習</li> <li>・保育実習Ⅰ</li> <li>・保育実習指導Ⅰ</li> <li>・保育実践演習</li> <li>・<u>保育者論</u></li> <li>・<u>保育の計画と評価</u></li> </ul>
実技試験	保育実習実技	・ <u>保育の表現技術</u>	・ <u>保育内容の理解と方法</u>

※ 見直し前後における保育士試験受験者の公平性を確保する観点から、一部の試験科目（「保育原理」、「子ども家庭福祉（児童家庭福祉）」、「社会福祉」、「子どもの保健」）においては、当分の間、従来の出題範囲全般を踏まえたものとして運用することが適当。

# (参考) 保育士養成課程等検討会

## 【設置目的】

子どもや家庭を取り巻く様々な環境の変化等に伴う子どもの育ちの課題や保護者支援の必要性など、保育所や保育士に求められる役割や機能が深化・拡大しており、保育の質を担う保育士の役割は重要となっている。  
このため、保育士養成課程等の見直しについて、子ども家庭局長が学識者等に参集を求め、検討を行うこととする。

## 【検討経過】(保育士養成課程等の見直しに向けた検討に係るもの)

(主な議題)

- |            |                                  |                                   |
|------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 2017年5月24日 | 第6回保育士養成課程等検討会                   | ・保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程等の見直しについて     |
| 6月22日      | 第7回保育士養成課程等検討会                   | ・関係団体からのヒアリング                     |
| 7月28日      | 第4回保育士養成課程等検討会ワーキンググループ          | ・保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程等の見直しについて     |
| 8月14日～31日  | 指定保育士養成施設に対する教育内容等に関するアンケート調査の実施 |                                   |
| 8月29日      | 第5回保育士養成課程等検討会ワーキンググループ          | ・保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程等の見直しについて     |
| 10月4日      | 第8回保育士養成課程等検討会                   | ・保育士養成課程等の見直しについて                 |
| 11月6日      | 第6回保育士養成課程等検討会ワーキンググループ          | ・保育士養成課程の見直し及び保育士試験の見直し等について      |
| 12月4日      | 第9回保育士養成課程等検討会                   | ・「保育士養成課程等の見直しについて(検討の整理)」(案)について |
- ※第1回検討会～第5回検討会(ワーキンググループ第1回～第3回を含む)においては、福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応等について検討。

## 【構成員】(2017年12月4日現在)

### ■ 保育士養成課程等検討会

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 阿久澤 真理  | 栃木県保健福祉部こども政策課長                |
| 阿部 和子   | 大妻女子大学家政学部教授                   |
| 網野 武博   | 東京家政大学子ども学部特任教授                |
| ○ 小川 清美 | 東京都市大学名誉教授                     |
| 近喰 晴子   | 秋草学園短期大学特任教授                   |
| ◎ 汐見 稔幸 | 白梅学園大学学長                       |
| 清水 益治   | 帝塚山大学現代生活学部教授                  |
| 津金 美智子  | 名古屋学芸大学ヒューマンケア学部教授             |
| 前田 正子   | 甲南大学マネジメント創造学部教授               |
| 宮田 裕司   | 全国社会福祉法人経営者協議会<br>保育事業経営委員会委員長 |
| 三代川 紀子  | 浦安市立猫実保育園園長                    |
| 村松 幹子   | 全国保育士会副会長                      |
| 山縣 文治   | 関西大学人間健康学部教授                   |

◎：座長 ○：副座長  
(五十音順 敬称略)

### ■ 保育士養成課程等検討会 ワーキンググループ

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| 阿部 和子   | 大妻女子大学家政学部教授      |
| 岩崎 淳子   | 聖徳大学短期大学保育科准教授    |
| ○ 大方 美香 | 大阪総合保育大学児童保育学部学部長 |
| 大神 優子   | 和洋女子大学こども発達学類准教授  |
| 岡本 拓子   | 高崎健康福祉大学人間発達学部教授  |
| ◎ 小川 清美 | 東京都市大学名誉教授        |
| 那須 信樹   | 東京家政大学子ども学部教授     |
- ◎：座長 ○：副座長  
(五十音順 敬称略)

# 福祉系国家資格所有者の保育士資格取得への対応について(概要)

## 背景

- 女性の社会進出が進み、その働き方が多様化する中で、保育所等の利用率が上昇しており、必要となる保育の受け皿整備を進めるとともに、保育人材の確保に取り組んでいる。
- こうした中、「日本再興戦略」(平成27年6月30日閣議決定)において、他の福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について、検討を行うこととし、厚生労働省においても、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域共生社会」の実現に向けた検討を行う中で、専門人材の機能強化・最大活用を図るため、保健医療福祉の専門資格の新たな共通基礎課程の創設を目指し、当面の措置として、福祉系国家資格所有者への保育士養成課程・試験科目の一部免除などの運用改善を検討することとした。

## 対応

### 基本的考え方

- 各福祉系国家資格の養成課程の教育内容は、主としてその資格に求められる専門性に関するものとなっているが、社会保障制度に関わる基礎的知識や相談援助の基礎などといった福祉職の基盤となる部分については、各資格において共通する内容が多く含まれている。
- 福祉系国家資格所有者は、各々の養成課程において修得する福祉の基礎に関わる部分について、既にその内容を修得しているため、保育士養成課程等の「福祉職の基盤に関する科目」に係る部分について免除の方策をとることが考えられる。

### 保育士資格取得の際の具体的方策

- (1) 保育士試験科目の免除 (対象:介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士)  
指定保育士養成施設で試験科目に対応した教科目を履修した場合には、それに対応する試験科目の免除を行う。このうち、「福祉職の基盤に関する科目」に対応する試験科目(社会福祉・児童家庭福祉・社会的養護)については、他の福祉系国家資格を所有していることをもって免除を行う。(別添1 参照)
- (2) 保育士養成施設での履修科目の一部免除 (対象:介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士のみ※)  
介護福祉士養成施設の卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、「福祉職の基盤に関する科目」に該当する科目の履修の免除を行う。(別添2 参照)  
※ 保育士養成施設卒業者に対する介護福祉養成施設での一部科目免除については、既に制度化されていることから、相互に免除できるようにするもの。

### 施行日

平成30年1月15日

# 【別添 1】

## 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士に対する 保育士試験免除に係る取扱いについて

- 指定保育士養成施設で試験科目に対応した教科目を履修した場合には、それに対応する試験科目の免除を行う。
- このうち、「福祉職の基盤に関する科目」に対応する試験科目(下図の網掛け部分)については、他の福祉系国家資格を所有していることをもって履修免除を行う。

### ○筆記試験科目

社会福祉

←

児童家庭福祉

←

子どもの保健

←

子どもの食と栄養

←

保育原理

←

社会的養護

←

保育実習理論

←

教育原理

←

保育の心理学

←

### ○実技試験

保育実習実技

←

### ○対応する指定保育士養成施設の教科目

社会福祉(講②) 相談援助(演①)

児童家庭福祉(講②) 家庭支援論(講②)

子どもの保健Ⅰ(講④) 子どもの保健Ⅱ(演①)

子どもの食と栄養(演②)

保育原理(講②) 乳児保育(演②)

保育相談支援(演①) 障害児保育(演②)

社会的養護(講②) 社会的養護内容(演①)

保育内容総論(演①) 保育内容演習(演⑤)

保育の表現技術(演④)

教育原理(講②)

保育の心理学Ⅰ(講②) 保育の心理学Ⅱ(演①)

### ○対応する保育士養成施設の教科目

保育の表現技術(演④)

…履修免除科目

(講)は講義形式、(演)は演習形式を表す。丸数字は、各教科目の単位数を表す。(例 ②…2単位)

# 【別添2】 介護福祉士養成施設を卒業した者が、指定保育士養成施設の養成課程で学ぶ場合の履修科目免除について

○ 介護福祉士養成施設の卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、「福祉職の基盤に関する科目に該当する科目」(下表「免除の可否」欄 ○印の科目)の履修の免除を行う。

※ 保育士養成施設卒業者に対する介護福祉養成施設での一部科目免除については、既に制度化されていることから、相互に免除できるようにするもの。

指定保育士養成施設における履修科目・単位数			介護福祉士養成施設卒業者		
	系列	教科目	履修単位数	免除の可否	履修単位数
教養科目		外国語(演習)		※	
		体育(講義)	1	※	
		体育(実技)	1	※	
		その他		※	
教養科目 計			8以上		
必修科目	①保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)	2		2
		教育原理(講義)	2		2
		児童家庭福祉(講義)	2	○	
		社会福祉(講義)	2	○	
		相談援助(演習)	1	○	
		社会的養護(講義)	2	○	
		保育者論(講義)	2		2
		計13		計6	
	②保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ(講義)	2		2
		保育の心理学Ⅱ(演習)	1		1
		子どもの保健Ⅰ(講義)	4		4
		子どもの保健Ⅱ(演習)	1		1
		子どもの食と栄養(演習)	2		2
		家庭支援論(講義)	2	○	
		計12		計10	
	③保育の内容・方法に関する科目	保育課程論(講義)	2		2
		保育内容総論(演習)	1		1
		保育内容演習(演習)	5		5
		乳児保育(演習)	2		2
		障害児保育(演習)	2		2
		社会的養護内容(演習)	1	○	
		保育相談支援(演習)	1		1
		計14		計13	
	④保育の表現技術	保育の表現技術(演習)	4		4
	⑤保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	4		4
		保育実習指導Ⅰ(演習)	2		2
	⑥総合演習	保育実践演習(演習)	2		2
	必修科目 計	計51		計41	
選択科目必修	保育に関する科目(上記①～⑤の系列より科目設定)		6以上	※	
	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)		2	○(Ⅲを選択時)	
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ(演習)		1	○(Ⅲを選択時)	
	選択必修科目 計		9以上		
総合計			68以上		41以上

※は、各指定保育士養成施設において履修の免除の可否を判断する科目。

# 保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用)

## 第1章 総則

○ 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

## 第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
- 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容  
※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容  
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容  
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

## 第3章 健康及び安全

○ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

## 第4章 子育て支援

○ 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

## 第5章 職員の資質向上

○ 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

# 「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

## 取組の現状

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H29予算	64.3億円の内数 (28予算額 : 62.9億円の内数)	725.3億円 (28予算額 : 574.8億円)
実施か所数 (クラブ児童数)	17,615か所 (平成29年9月) (一体型) 4,554カ所 (平成29年5月)	24,573か所 (1,171,162人) (平成29年5月)
実施場所	小学校 69.1%、その他 (公民館、中学校など) 30.9% (平成29年9月)	小学校 54.0%、その他 (児童館、公的施設など) 46.0% (平成29年5月)



## 今後の方向性

### 【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

### 「放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標 (平成31年度末まで)

- 全小学校区 (約2万か所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備 (約94万人⇒約122万人)
- 新規開設分の約80%を小学校内で実施

新しい経済政策パッケージ  
(平成29年12月8日閣議決定)  
【抜粋】

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿確保を、2018年度までに前倒しする。

# 一体型の計画的な整備を推進するための具体的な方策

## 放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

○放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進

【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等

【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が不十分、学校施設の活用が不十分 など

## 放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で行うメリット

1. 学校の余裕教室等を活用することにより、児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、学校と連携した取組を推進
2. 放課後児童クラブの児童も含めた全ての児童を対象として充実した学習・体験プログラムを提供

## 一体型を推進するための具体的な方策

### 1. 学校の余裕教室等の徹底活用（小学校内で実施する放課後児童クラブ【平成29年5月現在 約54%】）

- ◆放課後に使用していない教室の一時的利用（ex:家庭科室や理科室、ランチルーム）を含めた利用促進及び地方公共団体での学校施設の活用に関する好事例を紹介
- ◆実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化

### 2. 学校区毎の協議会を新たに設置

- ◆活動プログラムの企画段階から、両事業の関係者や学校関係者などが参画する場として新たに学校区毎の協議会を設置し、活動プログラムの内容や学校施設の活用等について具体的に検討

### 3. 総合教育会議の活用（教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として設置）

- ◆平成26年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、新たに設置された「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

### 4. 市町村における新たな数値目標の設定

- ◆平成26年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針において、市町村行動計画に一体型の課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量等を新たに記載

### 5. 魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実

- ◆大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画により、放課後児童クラブの児童も対象に、多様なかつ魅力的な学習・体験プログラムを提供